

さつき園利用料金一覧表（1割負担）

平成30年8月1日より

《基本料金（第4段階以上の方）》 ⇒ 市民税課税世帯の方

※30.4日/月で算定

		施設利用料	食費	居住費	合計
要介護1	日額	866 円	1,480 円	2,150 円	4,496 円
	月額	26,308 円	44,992 円	65,360 円	136,691 円
要介護2	日額	940 円	1,480 円	2,150 円	4,570 円
	月額	28,577 円	44,992 円	65,360 円	138,960 円
要介護3	日額	1,021 円	1,480 円	2,150 円	4,651 円
	月額	31,014 円	44,992 円	65,360 円	141,397 円
要介護4	日額	1,096 円	1,480 円	2,150 円	4,726 円
	月額	33,318 円	44,992 円	65,360 円	143,701 円
要介護5	日額	1,171 円	1,480 円	2,150 円	4,801 円
	月額	35,588 円	44,992 円	65,360 円	145,971 円

※岡山市（7級地）は、1単位＝10.14円として利用料を計算します。

※施設利用料(日額)には、要介護度ごとの施設サービス費に、栄養ケアマネジメント加算15円、看護体制加算(Ⅰ)13円、看護体制加算(Ⅱ)24円、夜勤職員配置加算(Ⅱ)47円、認知症専門ケア加算(Ⅰ)3円（実際の算定は該当者のみ）、日常生活継続支援加算47円、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)67～90円が含まれます。また口腔衛生管理体制加算として1ヶ月につき34円加算されます。ただし介護給付体系や当園の職員体制の変更等や、各入居者に応じたサービスの提供により加算算定対象の変更がございますのでご了承ください。

※高額介護サービス費が適応した場合には、この限りではありません。

その他の主な加算については以下の通りです。※全入居者様に算定されるものではありません※

褥瘡マネジメント加算（該当者に対し、3ヶ月に1回を限度とする）	12 円	※1ヶ月につき
排せつ支援加算（特別な計画に基づいた排泄に関する要介護軽減を目指した場合）	111 円	※1ヶ月につき
外泊時費用（外泊時及び短期入院時6日/月を限度とし適用）	271 円	※1日につき
初期加算（入居日及び30日以上入院後から起算して30日以内）	34 円	※31日以降はなし
経口維持加算(Ⅰ)（該当者に対し算定）	440 円	※1ヶ月につき
経口移行加算（経管栄養から経口移行に移行しようとする該当者に対し加算）	32 円	※1日につき
療養食加算（腎臓病食等医師による治療目的により食事指示がある時）	7 円	※1食につき
看取り加算（死亡日以前4日以上30日以下）	159 円	
看取り加算（死亡日以前2日または3日）	748 円	
看取り加算（死亡日）	1,406 円	

※上記加算算定対象となった場合、或いは他加算を算定する際は、別途説明を行ないます。

《その他の費用》 ※個人の利用に応じて実費負担となる代表的な費用です。

日用品（衣類、整容用具等）教養娯楽費、嗜好品等の購入費	実 費
電化製品持ち込み料（持ち込み点数にかかわらず）	50 円 / 日
現金及び預金通帳の管理費用	50 円 / 日
医療費（往診費、通院費、薬代）	実 費
理美容代	実 費

※上記以外で、負担していただくことが妥当と思われる費用（個人希望の外出にかかる交通費等）については、別途ご説明いたします。

《減額対象の）※非課税年金とは…遺族年金、障害年金がこれに該当します。※

①第1段階の方（介護保険負担限度額認定証＜食費＞が300円の方）

⇒生活保護受給世帯、及び世帯全員（本人含む）が市民税非課税かつ老齢福祉年金受給

※ただし生活保護受給世帯の方については、施設利用料は公費負担となります。

30.4日/月

		施設利用料	食費負担額	居住費	合計
要介護1	日額	866 円	300 円	820 円	1,986 円
	月額	26,308 円	9,120 円	24,928 円	60,356 円
要介護2	日額	940 円	300 円	820 円	2,060 円
	月額	28,577 円	9,120 円	24,928 円	62,625 円
要介護3	日額	1,021 円	300 円	820 円	2,141 円
	月額	31,014 円	9,120 円	24,928 円	65,062 円
要介護4	日額	1,096 円	300 円	820 円	2,216 円
	月額	33,318 円	9,120 円	24,928 円	67,366 円
要介護5	日額	1,171 円	300 円	820 円	2,291 円
	月額	35,588 円	9,120 円	24,928 円	69,636 円

②第2段階の方（介護保険負担限度額認定証＜食費＞が390円の方）

⇒市民税非課税世帯に属し、預貯金等合計額が単身で1,000万円未満、本人と配偶者で2,000万円未満、

課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方

30.4日/月

		施設利用料	食費負担額	居住費	合計
要介護1	日額	866 円	390 円	820 円	2,076 円
	月額	26,308 円	11,856 円	24,928 円	63,092 円
要介護2	日額	940 円	390 円	820 円	2,150 円
	月額	28,577 円	11,856 円	24,928 円	65,361 円
要介護3	日額	1,021 円	390 円	820 円	2,231 円
	月額	31,014 円	11,856 円	24,928 円	67,798 円
要介護4	日額	1,096 円	390 円	820 円	2,306 円
	月額	33,318 円	11,856 円	24,928 円	70,102 円
要介護5	日額	1,171 円	390 円	820 円	2,381 円
	月額	35,588 円	11,856 円	24,928 円	72,372 円

③第3段階の方（介護保険負担限度額認定証＜食費＞が650円の方）

⇒市民税非課税世帯に属し、預貯金等合計額が単身で1,000万円未満、本人と配偶者で2,000万円未満、

課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円超の方

30.4日/月

		施設利用料	食費負担額	居住費	合計
要介護1	日額	866 円	650 円	1,310 円	2,826 円
	月額	26,308 円	19,760 円	39,824 円	85,892 円
要介護2	日額	940 円	650 円	1,310 円	2,900 円
	月額	28,577 円	19,760 円	39,824 円	88,161 円
要介護3	日額	1,021 円	650 円	1,310 円	2,981 円
	月額	31,014 円	19,760 円	39,824 円	90,598 円
要介護4	日額	1,096 円	650 円	1,310 円	3,056 円
	月額	33,318 円	19,760 円	39,824 円	92,902 円
要介護5	日額	1,171 円	650 円	1,310 円	3,131 円
	月額	35,588 円	19,760 円	39,824 円	95,172 円

さつき園利用料金一覧表（2割負担）

平成30年8月1日より

《基本料金（第4段階以上の方）》 ⇒ 市民税課税世帯の方

※30.4日/月で算定

		施設利用料	食費	居住費	合計
要介護1	日額	1,731 円	1,480 円	2,150 円	5,361 円
	月額	52,614 円	44,992 円	65,360 円	162,997 円
要介護2	日額	1,880 円	1,480 円	2,150 円	5,510 円
	月額	57,153 円	44,992 円	65,360 円	167,536 円
要介護3	日額	2,041 円	1,480 円	2,150 円	5,671 円
	月額	62,027 円	44,992 円	65,360 円	172,410 円
要介護4	日額	2,192 円	1,480 円	2,150 円	5,822 円
	月額	66,635 円	44,992 円	65,360 円	177,018 円
要介護5	日額	2,342 円	1,480 円	2,150 円	5,972 円
	月額	71,175 円	44,992 円	65,360 円	181,558 円

※岡山市（7級地）は、1単位＝10.14円として利用料を計算します。

※施設利用料(日額)には、要介護度ごとの施設サービス費に、栄養ケアマネジメント加算29円、看護体制加算(Ⅰ)25円、看護体制加算(Ⅱ)47円、夜勤職員配置加算(Ⅱ)94円、認知症専門ケア加算(Ⅰ)7円、日常生活継続支援加算94円、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)133～180円が含まれます。また口腔衛生管理体制加算として1ヶ月につき66円加算されます。ただし介護給付体系や当園の職員体制の変更等や、各入居者に応じたサービスの提供により加算算定対象の変更がございますのでご了承ください。

※高額介護サービス費が適応した場合には、この限りではありません。

その他の主な加算については以下の通りです。※全入居者様に算定されるものではありません※

褥瘡マネジメント加算（該当者に対し、3ヶ月に1回を限度とする）	23 円	※1ヶ月につき
排せつ支援加算（特別な計画に基づいた排泄に関する要介護軽減を目指した場合）	203 円	※1ヶ月につき
外泊時費用（外泊時及び短期入院時6日/月を限度とし適用）	499 円	※1日につき
初期加算（入居日及び30日以上入院後から起算して30日以内）	61 円	※31日以降はなし
経口維持加算(Ⅰ)（該当者に対し算定）	880 円	※1ヶ月につき
経口移行加算（経管栄養から経口移行に移行しようとする該当者に対し加算）	62 円	※1日につき
療養食加算（腎臓病食等医師による治療目的により食事指示がある時）	13 円	※1食につき
看取り加算（死亡日以前4日以上30日以下）	317 円	
看取り加算（死亡日以前2日または3日）	1,494 円	
看取り加算（死亡日）	2,812 円	

※上記加算算定対象となった場合、或いは他加算を算定する際は、別途説明を行ないます。

《その他の費用》 ※個人の利用に応じて実費負担となる代表的な費用です。

日用品（衣類、整容用具等）教養娯楽費、嗜好品等の購入費	実 費
電化製品持ち込み料（持ち込み点数にかかわらず）	50 円 / 日
現金及び預金通帳の管理費用	50 円 / 日
医療費（往診費、通院費、薬代）	実 費
理美容代	実 費

※上記以外で、負担していただくことが妥当と思われる費用（個人希望の外出にかかる交通費等）については、別途ご説明いたします。

さつき園利用料金一覧表（3割負担）

平成30年8月1日より

《基本料金（第4段階以上の方）》 ⇒ 市民税課税世帯の方

※30.4日/月で算定

		施設利用料	食費	居住費	合計
要介護1	日額	2,596 円	1,480 円	2,150 円	6,226 円
	月額	78,920 円	44,992 円	65,360 円	189,303 円
要介護2	日額	2,820 円	1,480 円	2,150 円	6,450 円
	月額	85,729 円	44,992 円	65,360 円	196,112 円
要介護3	日額	3,061 円	1,480 円	2,150 円	6,691 円
	月額	93,040 円	44,992 円	65,360 円	203,423 円
要介護4	日額	3,288 円	1,480 円	2,150 円	6,918 円
	月額	99,952 円	44,992 円	65,360 円	210,335 円
要介護5	日額	3,513 円	1,480 円	2,150 円	7,143 円
	月額	106,761 円	44,992 円	65,360 円	217,144 円

※岡山市（7級地）は、1単位＝10.14円として利用料を計算します。

※施設利用料(日額)には、要介護度ごとの施設サービス費に、栄養ケアマネジメント加算29円、看護体制加算(Ⅰ)25円、看護体制加算(Ⅱ)47円、夜勤職員配置加算(Ⅱ)94円、認知症専門ケア加算(Ⅰ)7円、日常生活継続支援加算94円、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)133～180円が含まれます。また口腔衛生管理体制加算として1ヶ月につき100円加算されます。ただし介護給付体系や当園の職員体制の変更等や、各入居者に応じたサービスの提供により加算算定対象の変更がございますのでご了承ください。

※高額介護サービス費が適応した場合には、この限りではありません。

その他の主な加算については以下の通りです。※全入居者様に算定されるものではありません※

褥瘡マネジメント加算（該当者に対し、3ヶ月に1回を限度とする）	34 円	※1ヶ月につき
排せつ支援加算（特別な計画に基づいた排泄に関する要介護軽減を目指した場合）	331 円	※1ヶ月につき
外泊時費用（外泊時及び短期入院時6日/月を限度とし適用）	812 円	※1日につき
初期加算（入居日及び30日以上入院後から起算して30日以内）	100 円	※31日以降はなし
経口維持加算(Ⅰ)（該当者に対し算定）	1,318 円	※1ヶ月につき
経口移行加算（経管栄養から経口移行に移行しようとする該当者に対し加算）	92 円	※1日につき
療養食加算（腎臓病食等医師による治療目的により食事指示がある時）	20 円	※1食につき
看取り加算（死亡日以前4日以上30日以下）	475 円	
看取り加算（死亡日以前2日または3日）	2,241 円	
看取り加算（死亡日）	4,218 円	

※上記加算算定対象となった場合、或いは他加算を算定する際は、別途説明を行ないます。

《その他の費用》 ※個人の利用に応じて実費負担となる代表的な費用です。

日用品（衣類、整容用具等）教養娯楽費、嗜好品等の購入費	実 費
電化製品持ち込み料（持ち込み点数にかかわらず）	50 円 / 日
現金及び預金通帳の管理費用	50 円 / 日
医療費（往診費、通院費、薬代）	実 費
理美容代	実 費

※上記以外で、負担していただくことが妥当と思われる費用（個人希望の外出にかかる交通費等）については、別途ご説明いたします。

さつき園 利用料金についてのご説明

平成27年8月1日より、で一律1割に据え置いていた利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上所得者の負担割合が2割となりましたが、平成30年8月1日より、さらに一部対象者につきまして、負担割合が3割となるはこびとなりました。

負担割合の要件、および「介護保険負担限度額認定証」の認定要件につきましては、下記に記載しております。初めて施設入居の申請、および短期入所生活介護(ショートステイ)のご利用を検討されている方は必ずご確認ください。

なお「介護保険負担限度額認定証」の該当となる方は、保険証記載の住所地該当区の福祉事務所介護サービス係にて申請手続きを行なってください。なお申請時に添付資料として、当該被保険者名義の通帳の写し(配偶者がいる場合には、当該被保険者に加え配偶者名義の通帳の写し)の添付が必須となっております。

また、同じ世帯の方が同じ月内に利用された介護サービス費の利用者負担額の合計が上限額を超えた場合、申請により超えた金額が高額介護サービス費として支給される制度がございます。こちらも申請が必要となりますので、福祉事務所にて手続きを行なってください。

【介護保険負担割合の要件】

※単身での年金収入のみの場合において

3割 … 年金収入等340万円以上

2割 … 年金収入等280万円以上

1割 … 年金収入等280万円未満

【介護保険負担限度額認定証の認定要件】

※以下3点すべての要件に該当する必要があります。

- ①市町村民税が世帯全員非課税であること
- ②配偶者(別世帯の場合も含む)が市町村民税非課税であること
- ③本人および配偶者(別世帯の場合も含む)が合計2,000万円、
配偶者がなく単身の場合には場合には、1,000万円超の預貯金等を保有していないこと

※ただし、生活保護受給者の方は上記要件に関わらず認定となります。

さつき園利用料金一覧表（3割負担）

平成30年8月1日より

《基本料金（第4段階以上の方）》 ⇒ 市民税課税世帯の方

※30.4日/月で算定

		施設利用料	食費	居住費	合計
要介護1	日額	2,596 円	1,480 円	2,150 円	6,226 円
	月額	78,920 円	44,992 円	65,360 円	189,303 円
要介護2	日額	2,820 円	1,480 円	2,150 円	6,450 円
	月額	85,729 円	44,992 円	65,360 円	196,112 円
要介護3	日額	3,061 円	1,480 円	2,150 円	6,691 円
	月額	93,040 円	44,992 円	65,360 円	203,423 円
要介護4	日額	3,288 円	1,480 円	2,150 円	6,918 円
	月額	99,952 円	44,992 円	65,360 円	210,335 円
要介護5	日額	3,513 円	1,480 円	2,150 円	7,143 円
	月額	106,761 円	44,992 円	65,360 円	217,144 円

※岡山市（7級地）は、1単位＝10.14円として利用料を計算します。

※施設利用料(日額)には、要介護度ごとの施設サービス費に、栄養ケアマネジメント加算29円、看護体制加算(Ⅰ)25円、看護体制加算(Ⅱ)47円、夜勤職員配置加算(Ⅱ)94円、認知症専門ケア加算(Ⅰ)7円、日常生活継続支援加算94円、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)133～180円が含まれます。また口腔衛生管理体制加算として1ヶ月につき100円加算されます。ただし介護給付体系や当園の職員体制の変更等や、各入居者に応じたサービスの提供により加算算定対象の変更がございますのでご了承ください。

※高額介護サービス費が適応した場合には、この限りではありません。

その他の主な加算については以下の通りです。※全入居者様に算定されるものではありません※

褥瘡マネジメント加算（該当者に対し、3ヶ月に1回を限度とする）	34 円	※1ヶ月につき
排せつ支援加算（特別な計画に基づいた排泄に関する要介護軽減を目指した場合）	331 円	※1ヶ月につき
外泊時費用（外泊時及び短期入院時6日/月を限度とし適用）	812 円	※1日につき
初期加算（入居日及び30日以上入院後から起算して30日以内）	100 円	※31日以降はなし
経口維持加算(Ⅰ)（該当者に対し算定）	1,318 円	※1ヶ月につき
経口移行加算（経管栄養から経口移行に移行しようとする該当者に対し加算）	92 円	※1日につき
療養食加算（腎臓病食等医師による治療目的により食事指示がある時）	20 円	※1食につき
看取り加算（死亡日以前4日以上30日以下）	475 円	
看取り加算（死亡日以前2日または3日）	2,241 円	
看取り加算（死亡日）	4,218 円	

※上記加算算定対象となった場合、或いは他加算を算定する際は、別途説明を行ないます。

《その他の費用》 ※個人の利用に応じて実費負担となる代表的な費用です。

日用品（衣類、整容用具等）教養娯楽費、嗜好品等の購入費	実 費
電化製品持ち込み料（持ち込み点数にかかわらず）	50 円 / 日
現金及び預金通帳の管理費用	50 円 / 日
医療費（往診費、通院費、薬代）	実 費
理美容代	実 費

※上記以外で、負担していただくことが妥当と思われる費用（個人希望の外出にかかる交通費等）については、別途ご説明いたします。

さつき園短期入所生活介護利用料金一覧表（1割負担）

平成30年8月1日より

《基本料金（第4段階以上の方）》 ⇒ 市民税課税世帯の方

1日あたり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	817 円	891 円	971 円	1,045 円	1,119 円
食費	1,480 円（下記参照） （内訳：朝食 350 円 昼食 600 円 夕食 530 円）				
滞在費	2,150 円				
日額合計	4,447 円	4,521 円	4,601 円	4,675 円	4,749 円

※岡山市（7級地）は、1単位=10.17円として利用料を計算します。

※施設利用料には、要介護度ごとの施設サービス費に、夜勤職員配置加算(Ⅱ)19円/日、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)19円/日、看護体制加算(Ⅳ)24円/日、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)63~86円/日が含まれております。ただし介護給付体系や当園の職員体制の変更等や、各利用者に応じたサービスの提供により加算算定対象の変更がございますのであらかじめご了承ください。

※食費については、実際に食べられた食数分を負担していただきます。

※食費と滞在費は、負担限度額認定を受けられている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。その際の各食費は、朝食 350円、昼食 550円、夕食 480円 となります。
上記負担限度額を受けるには、各保険者（市町村）への申請が必要となります。

その他の主な加算

送迎加算	204 円 / 片道あたり	療養食加算	10 円 / 1食あたり
------	---------------	-------	--------------

※上記金額には介護職員処遇改善加算(Ⅰ)が含まれております。

《その他の費用》

個人の利用に応じて実費負担となる代表的な費用です。

教養娯楽費	実	費
嗜好品等の購入費	実	費
現金及び預金通帳の管理費用	50 円	／ 日
電化製品持ち込み料（持ち込み点数にかかわらず）	50 円	／ 日
医療費（通院費等）	実	費
理美容代	実	費

《減額対象の方》 ※非課税年金とは…遺族年金、障害年金がこれに該当します。

①第1段階の方

⇒生活保護世帯の方、及び世帯全員(本人含む)が市民税非課税かつ老齢福祉年金受給の方

	施設利用料	食費	滞在費	合計
要介護1	817 円	300 円	820 円	1,937 円 /日
要介護2	891 円	300 円	820 円	2,011 円 /日
要介護3	971 円	300 円	820 円	2,091 円 /日
要介護4	1,045 円	300 円	820 円	2,165 円 /日
要介護5	1,119 円	300 円	820 円	2,239 円 /日

②第2段階の方(介護保険負担限度額認定証<食費>が390円の方)

⇒市民税非課税世帯に属し、預貯金等合計額が単身で1,000万円未満、本人と配偶者で2,000万円未満、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方

	施設利用料	食費	滞在費	合計
要介護1	817 円	390 円	820 円	2,027 円 /日
要介護2	891 円	390 円	820 円	2,101 円 /日
要介護3	971 円	390 円	820 円	2,181 円 /日
要介護4	1,045 円	390 円	820 円	2,255 円 /日
要介護5	1,119 円	390 円	820 円	2,329 円 /日

③第3段階の方(介護保険負担限度額認定証<食費>が650円の方)

⇒市民税非課税世帯に属し、預貯金等合計額が単身で1,000万円未満、本人と配偶者で2,000万円未満、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円超の方

	施設利用料	食費	滞在費	合計
要介護1	817 円	650 円	1,310 円	2,777 円 /日
要介護2	891 円	650 円	1,310 円	2,851 円 /日
要介護3	971 円	650 円	1,310 円	2,931 円 /日
要介護4	1,045 円	650 円	1,310 円	3,005 円 /日
要介護5	1,119 円	650 円	1,310 円	3,079 円 /日

さつき園短期入所生活介護利用料金一覧表（2割負担）

平成30年8月1日より

《基本料金（第4段階以上の方）》 ⇒ 市民税課税世帯の方

1日あたり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	1,632 円	1,781 円	1,941 円	2,089 円	2,237 円
食費	1,480 円（下記参照） (内訳：朝食 350 円 昼食 600 円 夕食 530 円)				
滞在費	2,150 円				
日額合計	5,262 円	5,411 円	5,571 円	5,719 円	5,867 円

※岡山市（7級地）は、1単位=10.17円として利用料を計算します。

※施設利用料には、要介護度ごとの施設サービス費に、夜勤職員配置加算(Ⅱ)37円/日、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)137円/日、看護体制加算(Ⅳ)47円/日、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)125～172円/日が含まれております。ただし介護給付体系や当園の職員体制の変更等や、各利用者に応じたサービスの提供により加算算定対象の変更がございますのでご了承ください。

※食費については、実際に食べられた食数分を負担していただきます。

※食費と滞在費は、負担限度額認定を受けられている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。その際の各食費は、朝食 350円、昼食 550円、夕食 480円 となります。
上記負担限度額を受けるには、各保険者（市町村）への申請が必要となります。

その他の主な加算

送迎加算	406 円 / 片道あたり	療養食加算	19 円 / 1食あたり
------	---------------	-------	--------------

※上記金額には介護職員処遇改善加算(Ⅰ)が含まれております。

《その他の費用》

個人の利用に応じて実費負担となる代表的な費用です。

教養娯楽費	実	費
嗜好品等の購入費	実	費
現金及び預金通帳の管理費用	50 円	／ 日
電化製品持ち込み料（持ち込み点数にかかわらず）	50 円	／ 日
医療費（通院費等）	実	費
理美容代	実	費

さつき園短期入所生活介護利用料金一覧表（3割負担）

平成30年8月1日より

《基本料金（第4段階以上の方）》 ⇒ 市民税課税世帯の方

1日あたり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	2,449 円	2,671 円	2,911 円	3,133 円	3,354 円
食費	1,480 円（下記参照） (内訳：朝食 350 円 昼食 600 円 夕食 530 円)				
滞在費	2,150 円				
日額合計	6,079 円	6,301 円	6,541 円	6,763 円	6,984 円

※岡山市（7級地）は、1単位=10.17円として利用料を計算します。

※施設利用料には、要介護度ごとの施設サービス費に、夜勤職員配置加算(Ⅱ)55円/日、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)155円/日、看護体制加算(Ⅳ)70円/日、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)188~257円/日が含まれております。ただし介護給付体系や当園の職員体制の変更等や、各利用者に 応じたサービスの提供により加算算定対象の変更がございますのでご了承ください。

※食費については、実際に食べられた食数分を負担していただきます。

※食費と滞在費は、負担限度額認定を受けられている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。その際の各食費は、朝食 350円、昼食 550円、夕食 480円 となります。
上記負担限度額を受けるには、各保険者（市町村）への申請が必要となります。

その他の主な加算

送迎加算	609 円 / 片道あたり	療養食加算	27 円 / 1食あたり
------	---------------	-------	--------------

※上記金額には介護職員処遇改善加算(Ⅰ)が含まれております。

《その他の費用》

個人の利用に応じて実費負担となる代表的な費用です。

教養娯楽費	実	費
嗜好品等の購入費	実	費
現金及び預金通帳の管理費用	50 円	／ 日
電化製品持ち込み料（持ち込み点数にかかわらず）	50 円	／ 日
医療費（通院費等）	実	費
理美容代	実	費

さつき園 短期入所生活介護 利用料金についてのご説明

平成27年8月1日より、で一律1割に据え置いていた利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上所得者の負担割合が2割となりましたが、平成30年8月1日より、さらに一部対象者につきまして、負担割合が3割となるはこびとなりました。

負担割合の要件、および「介護保険負担限度額認定証」の認定要件につきましては、下記に記載しております。初めて施設入居の申請、および短期入所生活介護(ショートステイ)のご利用を検討されている方は必ずご確認ください。

なお「介護保険負担限度額認定証」の該当となる方は、保険証記載の住所地該当区の福祉事務所介護サービス係にて申請手続きを行なってください。なお申請時に添付資料として、当該被保険者名義の通帳の写し(配偶者がいる場合には、当該被保険者に加え配偶者名義の通帳の写し)の添付が必須となっております。

また、同じ世帯の方が同じ月内に利用された介護サービス費の利用者負担額の合計が上限額を超えた場合、申請により超えた金額が高額介護サービス費として支給される制度がございます。こちらも申請が必要となりますので、福祉事務所にて手続きを行なってください。

利用料金、また申請に関して、ご不明な点がございましたら、さつき園までお問い合わせさせていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

【介護保険負担割合の要件】

※単身での年金収入のみの場合において

3割 … 年金収入等340万円以上

2割 … 年金収入等280万円以上

1割 … 年金収入等280万円未満

【介護保険負担限度額認定証の認定要件】

※以下3点すべての要件に該当する必要があります。

- ①市町村民税が世帯全員非課税であること
- ②配偶者(別世帯の場合も含む)が市町村民税非課税であること
- ③本人および配偶者(別世帯の場合も含む)が合計2,000万円、
配偶者がなく単身の場合には場合には、1,000万円超の預貯金等を保有していないこと)

※ただし、生活保護受給者の方は上記要件に関わらず認定となります。

さつき園短期入所生活介護利用料金一覧表（3割負担）

平成30年8月1日より

《基本料金（第4段階以上の方）》 ⇒ 市民税課税世帯の方

1日あたり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設利用料	2,449 円	2,671 円	2,911 円	3,133 円	3,354 円
食費	1,480 円（下記参照） (内訳：朝食 350 円 昼食 600 円 夕食 530 円)				
滞在費	2,150 円				
日額合計	6,079 円	6,301 円	6,541 円	6,763 円	6,984 円

※岡山市（7級地）は、1単位=10.17円として利用料を計算します。

※施設利用料には、要介護度ごとの施設サービス費に、夜勤職員配置加算(Ⅱ)37円/日、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)137円/日、看護体制加算(Ⅳ)47円/日、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)125~172円/日が含まれております。ただし介護給付体系や当園の職員体制の変更等や、各利用者に応じたサービスの提供により加算算定対象の変更がございますのでご了承ください。

※食費については、実際に食べられた食数分を負担していただきます。

※食費と滞在費は、負担限度額認定を受けられている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。その際の各食費は、朝食 350円、昼食 550円、夕食 480円 となります。
上記負担限度額を受けるには、各保険者（市町村）への申請が必要となります。

その他の主な加算

送迎加算	609 円 / 片道あたり	療養食加算	27 円 / 1食あたり
------	---------------	-------	--------------

※上記金額には介護職員処遇改善加算(Ⅰ)が含まれております。

《その他の費用》

個人の利用に応じて実費負担となる代表的な費用です。

教養娯楽費	実	費
嗜好品等の購入費	実	費
現金及び預金通帳の管理費用	50 円	／ 日
電化製品持ち込み料（持ち込み点数にかかわらず）	50 円	／ 日
医療費（通院費等）	実	費
理美容代	実	費

さつき園 短期入所生活介護 利用料金についてのご説明

平成27年8月1日より、で一律1割に据え置いていた利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上所得者の負担割合が2割となりましたが、平成30年8月1日より、さらに一部対象者につきまして、負担割合が3割となるはこびとなりました。

負担割合の要件、および「介護保険負担限度額認定証」の認定要件につきましては、下記に記載しております。初めて施設入居の申請、および短期入所生活介護(ショートステイ)のご利用を検討されている方は必ずご確認ください。

「介護保険負担限度額認定証」の該当となる方は、保険証記載の住所地該当区の福祉事務所介護サービス係にて申請手続きを行なってください。なお申請時に添付資料として、当該被保険者名義の通帳の写し(配偶者がいる場合には、当該被保険者に加え配偶者名義の通帳の写し)の添付が必須となっております。

以上により、当該利用者様によって利用料金が様々であります。つきましては短期入所生活介護ご利用にあたり、次頁以降の料金表にて該当料金を必ずご覧の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

利用料金、また申請に関して、ご不明な点がございましたら、さつき園までお問い合わせくださいますよう重ねてお願い申し上げます。

【介護保険負担割合の要件】

※単身での年金収入のみの場合において

3割 … 年金収入等340万円以上

2割 … 年金収入等280万円以上

1割 … 年金収入等280万円未満

【介護保険負担限度額認定証の認定要件】

※以下3点すべての要件に該当する必要があります。

- ①市町村民税が世帯全員非課税であること
- ②配偶者(別世帯の場合も含む)が市町村民税非課税であること
- ③本人および配偶者(別世帯の場合も含む)が合計2,000万円、
配偶者がなく単身の場合には場合には、1,000万円超の預貯金等を保有していないこと)

※ただし、生活保護受給者の方は上記要件に関わらず認定となります。

さつき園介護予防短期入所生活介護利用料金一覧表（1割負担）

平成30年4月1日より

《基本料金（第4段階以上の方）》 ⇒ 市民税課税世帯の方

1日あたり

	要支援1		要支援2	
施設利用料	584 円		722 円	
食費	1,480 円（下記参照） （内訳：朝食 350円 昼食 600円 夕食 530円）			
滞在費	2,150 円			
日額合計	4,214 円		4,352 円	

※岡山市（7級地）は、1単位=10.17円として利用料を計算します。

※施設利用料には、要支援ごとの施設サービス費に、サービス提供体制強化加算（I）19円/日
介護職員処遇改善加算（I）45円/日（要支援1）、56円/日（要支援2）を含みます。

ただし介護給付体系や当園の職員体制の変更等や、各利用者に応じたサービスの提供により
加算が追加されることがございますのでご了承ください。

※食費については、実際に食べられた食数分を負担していただきます。

※食費と滞在費は、負担限度額認定を受けられている場合には、認定証に記載している
負担限度額とします。その際の各食費は、朝食 350円、昼食 550円、夕食 480円 となります。
上記負担限度額を受けるには、各保険者（市町村）への申請が必要となります。

その他の主な加算

送迎加算	204 円 / 片道あたり	療養食加算	10 円 / 1食あたり
------	---------------	-------	--------------

※介護職員処遇改善加算（I）が含まれております。

《その他の費用》

個人の利用に応じて実費負担となる代表的な費用です。

教養娯楽費	実 費
嗜好品等の購入費	実 費
現金及び預金通帳の管理費用	50 円 / 日
電化製品持ち込み料（持ち込み点数にかかわらず）	50 円 / 日
医療費（通院費等）	実 費
理美容代	実 費

《減額対象の方》 ※非課税年金とは…遺族年金、障害年金がこれに該当します。

①第1段階の方

⇒生活保護世帯の方、及び世帯全員(本人含む)が市民税非課税かつ老齢福祉年金受給の方

	施設利用料	食費	滞在費	合計
要支援1	584 円	300 円	820 円	1,704 円/日
要支援2	722 円	300 円	820 円	1,842 円/日

②第2段階の方

⇒世帯全員(世帯を分離している配偶者含む)が市民税非課税かつ課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方

	施設利用料	食費	滞在費	合計
要支援1	584 円	390 円	820 円	1,794 円/日
要支援2	722 円	390 円	820 円	1,932 円/日

③第3段階の方

⇒世帯全員(世帯を分離している配偶者含む)が市民税非課税かつ課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円超の方

	施設利用料	食費	滞在費	合計
要支援1	584 円	650 円	1,310 円	2,544 円/日
要支援2	722 円	650 円	1,310 円	2,682 円/日

さつき園介護予防短期入所生活介護利用料金一覧表（2割負担）

平成30年4月1日より

《基本料金（第4段階以上の方）》 ⇒ 市民税課税世帯の方

1日あたり

	要支援1	要支援2
施設利用料	1,168 円	1,442 円
食費	1,480 円（下記参照） （内訳：朝食 350円 昼食 600円 夕食 530円）	
滞在費	2,150 円	
日額合計	4,798 円	5,072 円

※岡山市（7級地）は、1単位=10.17円として利用料を計算します。

※施設利用料には、要支援ごとの施設サービス費に、サービス提供体制強化加算（I）19円/日
介護職員処遇改善加算（I）90円/日（要支援1）、111円/日（要支援2）を含みます。
ただし介護給付体系や当園の職員体制の変更等や、各利用者に応じたサービスの提供により
加算が追加されることがございますのでご了承ください。

※食費については、実際に食べられた食数分を負担していただきます。

※食費と滞在費は、負担限度額認定を受けられている場合には、認定証に記載している
負担限度額とします。その際の各食費は、朝食 350円、昼食 550円、夕食 480円 となります。
上記負担限度額を受けるには、各保険者（市町村）への申請が必要となります。

その他の主な加算

送迎加算	406 円 / 片道あたり	療養食加算	19 円 / 1食あたり
------	---------------	-------	--------------

※介護職員処遇改善加算（I）が含まれております。

《その他の費用》

個人の利用に応じて実費負担となる代表的な費用です。

教養娯楽費	実 費
嗜好品等の購入費	実 費
現金及び預金通帳の管理費用	50 円 / 日
電化製品持ち込み料（持ち込み点数にかかわらず）	50 円 / 日
医療費（通院費等）	実 費
理美容代	実 費

さつき園 短期入所生活介護 利用料金についてのご説明

平成27年8月1日より、で一律1割に据え置いていた利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上所得者の負担割合が2割となりましたが、平成30年8月1日より、さらに一部対象者につきまして、負担割合が3割となるはこびとなりました。

負担割合の要件、および「介護保険負担限度額認定証」の認定要件につきましては、下記に記載しております。初めて施設入居の申請、および短期入所生活介護(ショートステイ)のご利用を検討されている方は必ずご確認ください。

「介護保険負担限度額認定証」の該当となる方は、保険証記載の住所地該当区の福祉事務所介護サービス係にて申請手続きを行なってください。なお申請時に添付資料として、当該被保険者名義の通帳の写し(配偶者がいる場合には、当該被保険者に加え配偶者名義の通帳の写し)の添付が必須となっております。

以上により、当該利用者様によって利用料金が様々であります。つきましては短期入所生活介護ご利用にあたり、次頁以降の料金表にて該当料金を必ずご覧、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

利用料金、また申請に関して、ご不明な点がございましたら、さつき園までお問い合わせくださいますよう重ねてお願い申し上げます。

【介護保険負担割合の要件】

※単身での年金収入のみの場合において

3割 … 年金収入等340万円以上

2割 … 年金収入等280万円以上

1割 … 年金収入等280万円未満

【介護保険負担限度額認定証の認定要件】

※以下3点すべての要件に該当する必要があります。

- ①市町村民税が世帯全員非課税であること
- ②配偶者(別世帯の場合も含む)が市町村民税非課税であること
- ③本人および配偶者(別世帯の場合も含む)が合計2,000万円、
配偶者がなく単身の場合には場合には、1,000万円超の預貯金等を保有していないこと)

※ただし、生活保護受給者の方は上記要件に関わらず認定となります。